

第3 報酬

取締役の報酬は、裁判所の許可を得て管財人が決定する。

第5節 会社の解散及び清算

第1 会社の解散

更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。

第2 清算人の選任等

更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、清算人の変更、補充又は増員の必要が生じたとき、裁判所の許可を得てこれを行う。

第3 清算業務

管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理、処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行及び会社の清算に必要な業務を行う。

第10章 その他必要的記載事項等（省略）

別表1乃至14（省略）

大阪地方裁判所第6民事部

弁理士登録公告

令和8年5月27日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登録	月日	登録番号	氏名	
	5月27日	24021	三村 統	
	5月27日	24022	西垣 歩美	
	5月27日	24023	山崎 雄介	
	5月27日	24024	伊藤 諒	
登録抹消	年月日	登録番号	氏名	事由
	令和8年1月11日	8644	熊谷 浩明	死亡抹消
	令和8年4月30日	13355	齊藤 忠彦	申請抹消
	令和8年5月12日	7775	猿渡 章雄	申請抹消
	令和8年5月15日	15804	小泉 真紀	申請抹消
	令和8年5月16日	23873	風間 舞	申請抹消
	令和8年6月15日		日本弁理士会	

懲戒処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 処分をした弁護士会 神奈川県弁護士会
- 処分を受けた弁護士
氏名 小豆澤史絵
登録番号 34901
事務所 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町121大川原ビル4階
とつか法律事務所
- 処分の内容 戒告
- 処分が効力を生じた年月日
令和8年5月19日
令和8年5月29日 日本弁護士連合会

懲戒処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 処分をした弁護士会 福岡県弁護士会
- 処分を受けた弁護士
氏名 未廣 清二
登録番号 34006
事務所 福岡県北九州市小倉北区金田1-8-5 北九州法曹ビル4階B室
弁護士法人奥田法律事務所未廣オフィス
- 処分の内容 業務停止2月
- 処分が効力を生じた年月日
令和8年5月29日
令和8年6月1日 日本弁護士連合会

解散命令公告

奈良県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第3項及び中小企業団体の組織に関する法律第69条第4項で準用する中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和8年6月15日

奈良県知事 山下 真

記

名称及び主たる事務所の所在地
命令の要旨

- 大和木材工業協同組合
奈良県桜井市大字戒重271番地の1
中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき解散を命ずる。
- 御所市履物工業協同組合
奈良県御所市大字元町114番の2
中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき解散を命ずる。
- 奈良県自転車製造卸協同組合
奈良市西木辻町193番地の5
中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき解散を命ずる。
- 蟻通木材協同組合
奈良県吉野郡東吉野村大字小545番地の1
中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき解散を命ずる。
- 奈良県輸出履物協同組合
奈良県北葛城郡王寺町元町一丁目3番2号
中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき解散を命ずる。
- 奈良運転代行事業協同組合
奈良県大和高田市幸町2番33号奈良県広域地場産業振興センター内
中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき解散を命ずる。
- 奈良県豆腐油揚商工組合
奈良県橿原市八木町111番地
中小企業団体の組織に関する法律第69条第3項の規定に基づき解散を命ずる。

教示

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により奈良県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

- この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。）として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

無縁墳墓等改葬公告

（仮称）江戸川区立日光林間学校整備工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和8年6月15日 東京都江戸川区

- 墳墓等所在地 栃木県日光市所野1541番2568
- 墳墓等の名称 不詳
- 死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
- 改葬を行おうとする者 東京都江戸川区中央1丁目4番1号 江戸川区長 斉藤 猛

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和八年四月十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

札幌市白石区東札幌二条五丁目九番一五号

一〇四 特定非営利活動法人ふらっと

清算人 青田 道保

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

北海道苫小牧市末広町三丁目六番一五号

六階B号室 ACRO STAR株式会社

代表清算人 王 赤穂